

令和元年度 夏休み「食の現場」親子リポーター事業実施要領

1 趣旨

「夏休み「食の現場」親子リポーター事業」（以下「親子リポーター事業」という。）は、群馬県が実施する「食の現場公開事業」を活用し、親子で現場の取組を学ぶ機会を創出することにより、食の安全・安心に関する理解を深めていただくとともに、事業成果を情報発信することで、県民理解の促進を図ることを目的として実施する。

2 主催 群馬県

3 共催 ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク

4 後援（予定） 群馬県教育委員会、上毛新聞社

5 事業内容

小学生と保護者が、夏期休暇期間に、親子リポーターとして「食の現場公開事業」の登録事業者（以下「登録事業者」という。）を訪問して取材し、取材結果をまとめたレポートを提出する。

なお、提出されたレポートは群馬県ホームページで公開する。

（1）対象者

群馬県内の小学校又は特別支援学校小学部に在籍している児童とその保護者

（2）リポーター登録

親子リポーター事業に参加を希望する親子は、以下により事前に登録を受けるものとする。

① 登録申込方法

所定の申込用紙（募集チラシ裏面）又は必要事項（児童及び保護者の氏名・住所・電話番号）を記した書面等を郵送・FAX・電子メールにより事務局あて申し込む。

② 登録申込期間

令和元年6月24日（月）から同年8月30日（金）まで
※郵送の場合は8月29日消印有効

③ 登録証の送付

登録手続き終了後、「親子リポーター登録証」（以下「登録証」という。）を申込者あて郵送する。

（3）事前研修会

親子リポーターは、群馬県が実施する事前研修会に参加することができる。

（4）取材先

取材は、登録事業者に対して行うものとする。

（5）取材方法

親子リポーターは、以下により登録事業者を訪問し、取材する。

① 取材期間

令和元年7月8日（月）から 同年8月30日（金）まで

② 取材方法

- ア 親子リポーターは、事前に登録事業者に連絡し、日程調整を行うこと。
- イ 登録事業者の訪問は、児童のみでなく、必ず保護者とともに行うこと。

③ 留意事項

- ア 取材の際は、必ず登録証を携帯すること。
- イ 取材活動は、自己の責任において行うこと。
- ウ 取材活動をするときは、レジャー保険等の加入に務めること。
- エ 取材活動に係る報酬及び旅費は支給しない。

(6) リポート提出

親子リポーターは、取材に基づき、以下によりリポートを提出する。

- ① リポート作成者
リポートは児童が作成すること。
- ② 主な記載内容
取材した登録事業者の食の安全性確保に関する取組の紹介及び取材を通じて気づいたこと、考えたことなど。
- ③ リポート用紙及び字数
 - ・低学年（1～3年生）・・・400字詰め原稿用紙 2枚以内
 - ・高学年（4～6年生）・・・400字詰め原稿用紙 3枚以内
- ④ 提出方法
登録証を添付して事務局あて郵送すること。
- ⑤ 提出期限
令和元年9月6日（金）
※当日消印有効
- ⑥ その他
 - ・提出されたりポートは返却しない。
 - ・提出されたりポートの著作権のうち、同一性保持権及び頒布権並びに著作権、二次利用権及び掲載メディアにおける編集権は群馬県に属するものとする。

(7) 参加賞

リポート提出者には参加賞（ぐんまちゃんグッズ）を送付する。

(8) ホームページへの掲載

- ・提出されたりポートは群馬県のホームページに掲載する。ただし、不適切な内容が含まれている場合等は掲載しないことがある。
- ・氏名等の個人情報の掲載を希望しない場合は、あらかじめ、その旨を事務局に連絡すること。

6 事務局

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課 食品安全推進室 農林水産物安全係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 13階北側

電話 027-226-2431

FAX 027-243-3426

E-mail shokuseika@pref.gunma.lg.jp